

議案第80号

天理市国民健康保険条例の一部改正について
天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年12月17日提出

天理市長 南 佳 策

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例
天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「35万円」を「38万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成21年1月1日以後の出産により支給すべき給付金について適用し、同日前の出産により支給すべき給付金については、なお従前の例による。